練馬区障害者施設目的外使用に関する要綱

平成17年１月27日

練保施発第214号

（趣旨）

第１条　この要綱は、練馬区行政財産使用料条例（昭和39年４月練馬区条例第６号）および練馬区公有財産管理規則（昭和39年９月練馬区規則第７号）に基づく障害者施設の目的外使用について必要な事項を定めるものとする。

（利用施設）

第２条　この要綱に定めるところにより利用できる障害者施設は、つぎのとおりとする。

⑴　練馬区立光が丘福祉園

⑵　練馬区立大泉学園町福祉園

⑶　練馬区立大泉町福祉園

⑷　練馬区立関町福祉園

⑸　練馬区立氷川台福祉園

⑹　練馬区立石神井町福祉園

（施設を利用できない日）

第３条　施設を利用できない日は、１月１日から同月３日までおよび12月29日から同月31日までとする。

２　区長は、特に必要があると認めたときは、前項の施設を利用できない日を変更し、または臨時に定めることができる。

（利用できる時間）

第４条　施設を利用できる時間は、１時間単位でつぎのとおりとし、準備および原状回復に要する時間を含むものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用日 | 利用できる時間 |
| 平日 | 午後６時から午後９時まで |
| 日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日 | 午前９時から午後９時まで |

２　区長は、特に必要があると認めたときは、前項の時間を変更することができる。

（団体の登録）

第５条　施設および付帯する設備（以下「施設等」という。）の利用を希望する団体は、あらかじめ申請し、団体の登録を受けなければならない。

２　前項の登録を受けることができる団体は、つぎのとおりとする。

⑴　地域住民の学習、文化およびレクリエーション活動または地域の発展に寄与する活動を目的にしている団体で、つぎの要件を満たすもの

ア　構成員が５人以上であること。

イ　練馬区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する者、区の区域内に存する事務所もしくは事業所に勤務する者または区の区域内に存する学校に在学する者が５割以上を占めること。

⑵　区以外の官公署

⑶　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたもの

３　団体の登録を希望する団体の代表者は、利用団体登録申請書（第１号様式）を区長に提出するものとする。

４　区長は、団体の登録を適当と認めたときは、利用団体登録簿（第２号様式）に登録するとともに、利用団体登録通知書（第３号様式）および利用団体登録証（第４号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（団体の不登録）

第６条　区長は、つぎの各号のいずれかに該当する団体の登録をしない。

⑴　営利を目的とするおそれがあると認められる団体

⑵　施設の管理運営に支障があると認められる団体

⑶　前２号に掲げるもののほか、区長が登録を不適当と認める団体

２　区長は、前項の規定により団体を登録しないときは、団体登録却下通知書（

第５号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（団体登録の取消し）

第７条　区長は、第５条第４項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」

という。）がつぎの各号のいずれかに該当するときは、団体の登録を取り消すことができるものとする。この場合において、団体の代表者は利用団体登録証を速やかに区長に返納しなければならない。

⑴　自己の都合により団体の登録の取消しを申し出たとき。

⑵　第５条第２項に規定する団体に該当しなくなったとき。

⑶　この要綱または区長の指示に違反したとき。

⑷　前３号の掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

２　区長は、前項の規定により団体の登録を取り消したときは、団体の代表者に利用団体登録取消通知書（第６号様式）により通知する。

（登録の有効期間および更新）

第８条　登録の有効期間は、第５条第４項の規定により登録を受けた日から３年を経過する年度の末日までとし、更新することができる。この場合において、第５条第３項の規定を準用する。

２　登録の更新の受付は、原則として前項の有効期間が満了する日の２か月前から行う。

（登録の変更）

第９条　登録団体は、利用団体登録申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに区長に届け出なければならない。

（団体の解散）

第10条　登録団体が解散した場合は、団体の代表者は速やかに区長に届け出なければならない。

（利用の手続）

第11条　施設等を利用しようとする団体の代表者は、利用予定日の３か月前の日の属する月の初日から利用予定日の前日までに、利用申請書（第７号様式）と利用団体登録証を区長に提出しなければならない。

（利用の承認）

第12条　区長は、施設等の利用の承認をしたときは、申請者に利用承認書（第８号様式）を交付する。

２　施設等の利用の承認を受けた団体（以下「利用者」という。）が施設等を利用するときは、区長に利用承認書を提示しなければならない。

（利用の不承認）

第13条　区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の利用の承認をしない。

⑴　公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

⑵　営利を目的とするおそれがあると認められるとき。

⑶　施設の管理運営に支障があると認められるとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、区長が利用を不適当と認めたとき。

２　区長は、前項の規定により利用の承認をしない場合には、申請者に利用不承認通知書（第９号様式）により通知する。

（使用料）

第14条　施設の使用料は、別表第１のとおりとする。

２　利用者は、前項に規定する使用料を利用日の前日までに納めなければならない。

（使用料の減免）

第15条　区長は、特に必要があると認めたときは前条第１項の使用料を減額し、または免除することができる。

２　前項の規定により使用料を減額し、または免除することができる場合は、別表第２のとおりとする。

３　前項の規定により使用料の減額または免除を受けようとする団体の代表者は、

第11条の規定による利用申請の際に、使用料減額・免除申請書（第10号様式）を併せて提出するものとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、使用料減額・免除申請書の提出を省略することできる。

４　区長は、前項の申請があった場合において必要があると認めたときは、減額または免除の事由を証明すべき書類等の提示を求めることができる。

（使用料の返還）

第16条　区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときには、当該各号に定めるところにより既納の使用料を返還することができる。

⑴　利用者が利用日７日前までに使用の取消しを申し出たとき。全額

⑵　前号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。区長が相当と認める額

（使用料の返還の手続）

第17条　前条の規定により、利用者が使用料の返還を受けようとするときは、使用料還付申請書（第11号様式）を区長に提出しなければならない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第18条　利用者は、施設に係る利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

（利用者の遵守事項等）

第19条　利用者は、つぎの事項を遵守するものとする。

⑴　アルコール等酒類、銃砲刀剣類等危険物または動物等を持ち込まないこと。

⑵　電子コンロまたはカセットコンロ等の火器器具を持ち込まないこと。

⑶　利用承認を受けた施設以外の場所に立ち入らないこと。

⑷　利用承認を受けていない設備等を使用しないこと。

⑸　壁面に釘または画鋲等を使用しないこと。

⑹　騒音等、近隣住民に迷惑をおよぼす行為をしないこと。

２　利用者は、この要綱および別に定める事項を守るとともに施設の指示に従わなければならない。

（利用承認の取消し）

第20条　区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

⑴　利用の条件に違反したとき。

⑵　施設の管理運営に支障があると認めたとき。

⑶　災害その他の理由により施設等の利用ができなくなったとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

２　区長は、前項の利用承認の取消し等を行う場合には、利用者に利用承認取消・

制限・停止通知書（第12号様式）により通知する。

（原状回復義務）

第21条　利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、または利用を停止されたときも、同様とする。

（委任）

第22条　この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付　則

この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

付　則（平成19年２月19日18練福施第2193号）

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。ただし、別表１の大泉学園町福祉園に係る使用料については、平成18年12月18日から適用する。

付　則（平成26年３月17日25練福障第1993号）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

付　則（平成27年５月21日27練福障第334号）

この要綱は、平成27年６月１日から施行する。

付　則（平成31年３月29日30練福障第2377号）

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

　　付　則　（令和２年12月８日２練福障第1381号）

１　この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

２　練馬区が協力し、または協賛する事業（この要綱の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。）のため、施設を利用する場合の使用料の減額については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第１（第14条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 利用場所 | 面積 | 使用料（時間単価） |
| 光が丘福祉園 | 多目的ホール | 132m２ | 500円 |
| 食堂 | 120m２ | 500円 |
| 大泉学園町福祉園 | 多目的ホール | 150m２ | 600円 |
| 食堂 | 114m２ | 400円 |
| 大泉町福祉園 | 多目的ホール | 132m２ | 500円 |
| 食堂 | 209m２ | 800円 |
| 関町福祉園 | 多目的ホール | 116m２ | 400円 |
| 食堂 | 122m２ | 500円 |
| 氷川台福祉園 | 多目的ホール | 151m２ | 600円 |
| 石神井町福祉園 | 食堂 | 61m２ | 200円 |

別表第２（第15条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 使用料を減額し、または免除することができる場合 | 減免額 |
| １　区が主催し、または共催する事業で利用するとき。 | 免除 |
| ２　第２条各号に掲げる障害者施設の利用者およびその家族で構成する団体が利用するとき。 |
| ３　官公署が行政目的のために利用するとき。 |
| ４　区内の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。 |
| ５　区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が教育目的のために利用するとき。 |
| ６　第５条の規定により登録を受けた団体で、構成員の半数以上を75歳以上の者が占める団体が利用するとき。 |
| ７　区が後援する事業で利用するとき。 | ５割減額 |
| ８　幼稚園、小学校、中学校および特別支援学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。 |
| ９　別に定める区内の公共的団体が本来の活動目的で利用するとき。 |
| 10　第５条の規定により登録を受けた団体が、団体登録を受けた目的のために利用するとき。（第６号に該当する場合を除く。） |
| 11　第５条の規定により登録を受けた団体で、構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める団体が利用するとき。 |
| 12　第５条の規定により登録を受けた団体で、構成員の半数以上を65才以上の者が占める団体が利用するとき。（第６号に該当する場合を除く。） |
| 13　その他区長が特に必要があると認めるとき。 | 免除または５割減額 |